事 業 報 告

令和3年度

タイケン学園

# 令和3年度タイケン学園事業報告

### 1 法人の概要

- (1) 学校法人タイケン学園の沿革(別添)
- (2) 学校法人タイケン学園が設置する学校、学部、学科及び、収容定員等(別添)
- (3) 学校法人タイケン学園の役員(理事、監事)及び評議員について(別添)

# 2 法人の事業概要

(1) 学校法人タイケン学園の役員、評議員の変更

学校法人タイケン学園の役員、評議員の任期が令和4年3月31日をもって満期となったので次期役員、評議員の選出を行なう必要があり、令和4年2月21日の理事会及び評議員会においてそれぞれ推薦、選任、選出、同意を行い新に別添の役員(理事、監事)及び評議員を選任した。

# (2) 資產総額変更

令和2年度学園決算に基づき資産総額変更申請を法務局に行い、結果を令和3年6月1 日資産総額変更届として文部科学省に提出した。

(3) 学校法人タイケン学園寄附行為変更に伴う規定類の整備

文部科学省から通知された「学校教育法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備及び経過措置に関する政令等の施行について」(元文科高518号、令和元年9月27日)に基づき、学校法人タイケン学園の寄附行為を大幅に改正するための寄附行為変更認可申請を文部科学省に行い令和2年1月22日認可を受けた。

この寄付行為変更の改正の主な点は次のとおりである。

- ①役員の職務及び責任の明確化等に関する規定の整備
- ②状報公開の充実
- ③中期的な計画の作成
- ④破錠処理手続きの円滑化

この寄附行為の変更認可に伴い令和2年4月1日から施行した新寄附行為の規定に基づいた諸規定類の見直し等を逐次行い、令和4年度も引き続き整備を行いタイケン学園の適正な運営を行うこととしたい。

(4) 令和3年度から開設設置した学校等

日本ウェルネス高等学校設置、開校

茨城県に設置開校した日本ウェルネス高等学校の設置については、先に認可を受けた宮城県での全日制高等学校の設置認可申請の場合と同様、今回設置申請を行ない認可を受けた日本ウェルネス高等学校についても地元茨城県の熱烈な設置要望と協力体制があった。

課程、各コースの概要等で現設置の課程は広域通信制課程、普通科の次の2コースで3

年制、各入学定員600名であり、この分野における社会活動に対応し得る人材の育成を 目途としている。

- 1 普通科 インターネットコース
- 2 普通科 通学コース

令和4年度は新たに開校したこの日本ウェルネス高校の適切、具体的な運営計画について学園を上げて取り組む必要がある。

(5) 令和2年度に宮城県に新たに開校した日本ウェルネス宮城高等学校について学則の一部をより教育効果を向上させるため変更を宮城県に対して引き続き届け出たほか宮城校の設置機器等の整備を行った。

#### (6) 大学の校舎の補修等

大学の校舎の補修等の他、令和2年度実施した大学2号館の体育館の耐震診断の結果を 受けて令和3年度耐震工事を文部科学省の補助金を申請して工事を行い完了、工事結果に ついての実績報告書を文部科学省宛て提出した。本工事完了をもって大学すべての校舎、 体育館の耐震工事が完了した。耐震工事の補助金は令和4年度支払われる。

(7) 平成24年度に開校した日本ウェルネススポーツ大学は旧小中学校の校舎を使用しているため校舎の老朽化が進でいる。そのための補修、対策と併せて、教具、校具等の保守整備を行った。

#### (8) その他の整備等

以降に校舎移転、設置、及び開校を予定する学校の土地、建物(校舎等)取得のための調査、検討及び関係官庁との調整を行ったほか、タイケン学園の総合グランド施設を、埼玉県嵐山町に整備するための建設等準備を行った。

このほか、日本ウェルネス歯科衛生専門学校歯科衛生専門課程国家試験100%合格、学園の施設である嵐山地区のグランド及び大学付属施設整備等また、日本ウェルネススポーツ大学硬式野球部のグランド施設の本格改修整備等を実施した。

3 財務関係 令和3年度収支決算書(資金収支決算書、事業活動収支決算書等)(別添)

# 1 法人の概要(1) 学校法人タイケン学園の沿革

· ·	, , , , , , , , , , , , , , , , , , ,		
	平成9年10月30日	学校法人タイケン学園寄附行為認可	
	平成9年10月30日	日本ウェルネススポーツ専門学校設置認可	
	平成10年4月1日	日本ウェルネススポーツ専門学校開校	
	平成14年3月3日	日本ペットアンドアニマル専門学校設置認可	
	平成14年4月1日	日本ペットアンドアニマル専門学校開校	
	平成16年1月16日	日本ベースボール・セキュリテイ専門学校開校	
	平成16年4月1日	日本ベースボール・セキュリテイ専門学校設置認可	
	平成16年12月24日	広島ウェルネススポーツ専門学校設置認可	
法人。	法人の 平成17年3月22日	日本ウェルネス歯科衛生専門学校 日本医学院歯科衛生士専門学校設置者変更 学校法人タイケン学園運営	
梨	革 平成17年3月23日	日本ウェルネス歯科衛生専門学校、日本医学院歯科衛生士専門学校校地校舎変更届 渋谷区から板橋区へ	
	平成17年4月1日	広島ウェルネススポーツ専門学校開校	
	平成18年3月14日	日本ウェルネス歯科衛生専門学校、日本医学院歯科衛生士専門学校歯科衛生士養成所の変更承認	
	平成18年3月24日	日本ウェルネス歯科衛生専門学校、日本医学院歯科衛生士専門学校名称変更及び学則変更承認	
	平成18年3月29日	日本ウェルネススポーツ専門学校北九州校設置認可	
	平成18年4月1日	日本ウェルネス歯科衛生専門学校、日本医学院歯科衛生士専門学校名称変更及び3年課程へ変更	
	平成18年4月1日	日本ウェルネススポーツ専門学校北九州校開校	
	平成19年4月1日	日本ベースボール・セキュリテイ専門学校、日本ウェルネススポーツ専門学校新潟校へ名称変更	
	平成19年4月1日	広島ウェルネススポーツ専門学校、日本ウェルネススポーツ専門学校広島校へ名称変更	
	平成20年2月15日	広島児童文化専門学校設置者変更	
	平成21年7月21日	広島児童文化専門学校廃止	

平成23年3月30日 平成23年6月30日 平成23年10月24日 平成24年4月1日 米人の 平成24年4月1日 浴 革 平成28年4月1日 平成29年4月1日 平成29年4月1日 平成30年4月1日 平成30年4月1日 平成30年4月1日
---

2 学校法人タイケン学園設置校概要

医成增一丁目12番19号	備考		収容定員合計 880名													平成31年度廃校予定				
東京都板橋区成増-	収容定員	1000名	570人 310人		子08	~08	74人		丫09	子09		~08	~08	~08		人 0 人			~08	100人
和	編入学定員 収容定	60名(3年次)	5名(3年次) 5名(3年次)																	
所の所在		220名	140名 75名		40人	40人	37人		30人	30人		40人	40人	40人		35人			40人	100人
事務	開設年度	平成24年度	平成30年度		平成10年度	平成10年度	平成19年度		平成21年度	平成21年度		平成14年度	平成14年度	平成14年度		平成16年度			平成22年度	平成23年度
学校法人タイケン学園	名 学部・学科・課程名等 開設年度 入学定	スポーツプロモーション学部スポーツプロモーション学科(活合業を)	(通学課程)	社会体育専門課程	アスレチックトレーナー科 平成10年	健康スポーツ科	チャイルドスポーツ科 平成19年	スポーツ専門学校 スポーツビジネス専門課程	ウェルネスIT科A	ウェルネスIT科B	動物管理専門課程	へ。ットピューティ・ケア科	野生飼育科	水族館・ドルフィントレーナー科 平成 14年	文化・教養専門課程	トレーナー単		文化・教養専門課程	ウェルネスIT科	日本語科
	学校名	日本ウェルネス スポーツ大学					日本ウェルネス					日本ペットアンド	アニマル専門学校		日本ウェルネス	スポーツ専門学校	新潟校	日本ウェルネス	スポーツ専門学校	広島校
法人の名称								既設校	の内谷											

		3	学校	学園 役員	
役職名	氏名	専任条項	変更	年月日	
理事長	柴岡三千夫	5—2	重任	令和4年4月1日	
理 事	柴岡三千夫	6 (1)	重任	令和4年4月1日	
理事	柴岡信一郎	6 (2)	重任	令和4年4月1日	
理事	渋井二三男	6 (2)	就任	令和4年4月1日	
理事	小野塚 栄作	6 (3)	重任	令和4年4月1日	
理事	秋山 哲朗	6 (3)	重任	令和4年4月1日	
監 事	木村 茂	7	重任	令和4年4月1日	
監事	美斎津 忠也	7	重任	令和4年4月1日	
		理事			
	(定数)	(現員)	(任期)		
	5名	5名	4年		
		監 事			
	(定数)	(現員)	(任期)		
	2名	2名	4年		
		任条	文		
5-2	理事長				
6 (1)	学長(日本ウェルネスス	ポーツ大学)	(1人)		
6 (2)	評議員(評議員会	(で選任)	(2人)		
6 (3)	学識経験者(理事会	会で選任)	(2人)		

• 寄附行為関連規定条文

(理事の選任)

- 第6条 理事は、次に掲げる者とする。
  - (1) 日本ウェルネススポーツ大学の学長
  - (2) 評議員のうちから、評議員会において選任した者 2人
- (3) 学識経験者(評議員である者を除く。) のうちから、理事会において選任した者 2人
- 2 前項第1号から第4号の理事は、学長又は評議員の職を退いたときは、理事の職を失うものとする

# 学校法人タイケン学園評議員

選任区分	氏 名	生年月日	主要経歴	住所
	柴岡 三千夫	昭和25.8.24	学校法人タイケン学園理事長	
			日本ウェルネススポーツ大学学長	
Me o o A	柴岡信一郎	昭和52.3.10	日本ウェルネススポーツ大学教授	
第23条			学校法人タイケン学園副理事長	
	渋井二三男	昭和21.2.3	日本ウェルネススポーツ大学教授	
第1号	柴岡 彰子	昭和60.9.21	学校法人タイケン学園理事長室長	
	坂本 希望	平成5. 4. 23	日本ウェルネススポーツ大学職員	
	岩田 忠久	昭和36. 9. 28	日本グローバルビジネス専門学校校長	
	大川 浩子	昭和28.1.10	日本ウェルネス歯科衛生専門学校事務長	
第23条	川瀬 明子	昭和58.11.23	日本ウェルネス高等学校職員 日本ウェルネススポーツ専門学校 (平成16年3月卒業)	
第2号	杉町 マハウ	昭和59.11.13	日本ウェルネススポーツ専門学校教員 日本ウェルネススポーツ専門学校 (平成17年3月卒業)	
	立花 俊一	昭和18.1.19	(株) ユニバーサルツーリスト代表取締役	
第23条	大島 洋作	昭和35.6.8	大和工芸(株)社長	
第3号	中村 敏男	昭和24.6.30	大和工芸(株)会長	
	阿久津和紀	昭和59.3.21	阿久津電工代表取締役	

第23条第1項 : この法人の職員で理事会において推薦された者のうちから評議員会において選任した者 7人 第23条第2項 : この法人の設置する学校を卒業した者で年齢25年以上の者のうちから理事会において選任した者 2人

第23条第3項 : 学識経験者のうちから理事会において選任した者 4人

# 令和3年度財務計算書類

自 令和3年4月 1日

至 令和4年3月31日

学校法人 タイケン学園

# 令和3年度

# 学校法人タイケン学園決算書類

- 1 資金収支計算書
- 2 事業活動収支計算書
- 3 貸借対照表

# 監査報告書

学校法人 タイケン学園理事会 御中 学校法人 タイケン学園評議員会 御中

 学校法人
 タイケン学園

 監事業済津

 監事 木村

私たちは、私立学校法、私立学校振興助成法及び学校法人タイケン学園の寄附 行為に基づき、学校法人タイケン学園の令和3年度(令和3年4月1日から令和 4年3月31日まで)における業務並びに財産の状況の監査を行った。

監査の結果、次のとおり報告します。

- (1)会計帳簿は記載すべき事項を正しく記載し、計算書類(資金収支計算書、事業活動収支計算書、貸借対照表等)の記載と合致し、適法かつ正確に学校法人の収支状況及び財産状況を示しているものと認める。
- (2) 業務又は財産に関し、不正の行為又は法令若しくは寄附行為に違反する重大な事実は認められない。

以上

# 独立監査人の監査報告書

令和4年5月19日

タイケン学園 学校法人

> 事 御中 --理



#### 監査意見

当監査法人は、私立学校振興助成法第14条第3項の規定に基づく監査報告を行うため、平成27 年3月30日付け文部省告示第73号に基づき、学校法人タイケン学園の令和3年度(令和3年4月 1日から令和4年3月31日まで)の計算書類、すなわち資金収支計算書(人件費支出内訳表を含 む。)、事業活動収支計算書、貸借対照表(固定資産明細表、借入金明細表及び基本金明細表を 含む。)、重要な会計方針及びその他の注記について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類が、学校法人会計基準(昭和46年文部省令第18号)に準拠して、 学校法人タイケン学園の令和4年3月31日をもって終了する会計年度の経営の状況及び同日現 在の財政状態を全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

# 監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行っ た。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類の監査における監査人の責任」に記載 されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、学校法人から独立 しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

# その他の記載内容

その他の記載内容は、平成27年3月30日付け文部省告示第73号に基づく貸借対照表、収支 計算書、その他財務計算に関する書類に含まれる情報のうち、計算書類及びその監査報告書以外 の情報である。理事者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監事の 責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における理事の業務執行の状況を監視 することにある。

当監査法人の計算書類に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当 監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程にお いて、その他の記載内容と計算書類又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違 があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤 りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場 合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

# 資金収支計算書 令和3年4月1日から

令和3年4月1日から 令和4年3月31日まで

<総括表> (単位 円) 収入の部 科 Ħ 予 算 決 算 差 畢 学生生徒等納付金収入 1.040.500.000 1,042,259,177 **1**,759,177 手数料収入 18,030,000 18.219.784 **189,784** 寄付金収入 240,800,000 240.888.377 **88,377** 補助金収入 483,470,000 483.556.839 **A** 86,839 国庫補助金収入 49,970,000 49.977.200 **▲** 7.200 地方公共団体補助金収入 433,500,000 433,579,639 **1** 79,639 資産売却収入 21,100,000 21.147.060 **47,060** 付随事業:収益事業収入 受取利息 配当金収入 70,000 75,871 ▲ 5,871 雑収入 30,820,000 30.897,452 **▲** 77,452 借入金等収入 前受金収入 412.300.000 412.630.633 **330,633** その他の収入 154,640,000 154,648,597 **A** 8,597 資金収入調整勘定 △ 357,330,000 △ 357,339,056 9.056 前年度繰越支払資金 2.426.537.867 2.426.537.867 収入の部合計 4,470,937,867 4,473,522,601 **2**,584,734 支出の部 目 科 予 算 決 算 差 異 人件費支出 586,900,000 586,400,038 499.962 教育研究経費支出 271,290,000 270,921,283 368,717 管理経費支出 207,110,000 206.690.873 419.127 借入金等利息支出 1,200,000 1,186,604 13.396 借入金等返済支出 30,000,000 30,000,000 施設関係支出 594,000,000 587,962,977 6,037,023 設備関係支出 55,500,000 55,410,556 89,444 資産運用支出 その他の支出 105,000,000 104,318,506 681,494 [予備費] 資金支出調整勘定  $\triangle$  16,000,000 **15,300,000 1** 700,000 翌年度繰越支払資金 2,635,937,867 2,645,931,764 **4** 9,993,897 支出の部合計 4,470,937,867 4,473,522,601 **2**,584,734

# 法人名: 学校法人 タイケン学園 活動区分資金収支計算書 令和3年4月1日から 令和4年3月31日まで

<総	括	令和3年4月1日から 令和4年3月31日まで 表>	(単位 円)
教		科 目	金額
育		学生生徒等納付金収入	1,042,259,177
活動	収	手数料収入	18,219,784
によ	入	経常費等補助金収入	483,556,839
る		教育活動資金収入計	1,574,933,252
	支	人件費支出	586,400,038
収	出	教育研究経費支出	270,921,283
支		調整勘定等	412,630,633
施設		科目	金 額
整	収	施設設備補助金収入	240,888,377
備等	入	施設整備等活動資金収入計	240,888,377
活	支出	施設関係支出	587,962,977
		設備関係支出	55,410,556
ょ		施設整備等活動資金支出計	643,373,533
る資		差引	<b>▲</b> 402,485,156
金収		調整勘定等	0
	拖設	整備等活動資金収支差額	▲ 402,485,156
そ		科目	金額
の他		借入金等収入	0
0 1	収	小計	0
活動	시	受取利息·配当金収入	75,871
1=		その他の活動資金収入計	1,758,871,528
よーる	支出	借入金等返済支出	30,000,000
		小計	134,318,506
収	_ [	借入金等利息支出	1,186,604
支		調整勘定等	▲ 342,039,056
	支	払資金の増減額(小計+その他の活動資金収支差額)	219,393,897
	前	年度繰越支払資金	2,426,537,867
	32	年度繰越支払資金	2,645,931,764
	_		

# 事業活動収支計算書 令和3年4月1日から 令和4年3月31日まで

<総	括		合和4年3月31日まで		(単位 円)
		科 目	予 算	決 算	差異
П		学生生徒等納付金	1,040,500,000	1,042,259,177	<b>▲</b> 1,759,177
:	事	手数料	18,030,000	18,219,784	<b>▲</b> 189,784
	業活	寄付金	0	0	0
	動	経常費等補助金	483,470,000	483,556,839	▲ 86,839
	収入	国庫補助金	49,970,000	49,977,200	<b>▲</b> 7,200
教	の	地方公共団体補助金	433,500,000	433,579,639	▲ 79,639
活	部	付随事業収入	0	0	0
動収		雑収入	30,820,000	30,897,452	<b>▲</b> 77,452
支		教育活動収入計	1,572,820,000	1,574,933,252	<b>▲</b> 2,113,252
	事	科目	予 算	決 算	差 異
	業活	人件費	586,900,000	586,400,038	499,962
THE STATE OF THE S	動	教育研究経費	403,630,000	403,263,760	366,240
	支出	管理経費	211,410,000	210,939,491	470,509
	27	徴収不能額等	0	0	0
F	部	教育活動支出計	1,201,940,000	1,200,603,289	1,336,711
	<del>- T</del>	教育活動収支差額	370,880,000	374,329,963	▲ 3,449,963
3	事業	科目	予 算	決 算	差 異
1 2	94)	受取利息•配当金	70,000	75,871	▲ 5,871
音	^ L	その他の教育活動外収入	0	0	0
面自		教育活動外収入計	70,000	75,871	▲ 5,871
外	事業	科目	予 算	決 算	差 異
支 1	LVI	借入金利息	1,200,000	1,186,604	13,396
H 3	- 1	その他の教育活動外支出	0	0	0
	が部	教育活動外支出計	1,200,000	1,186,604	13,396
100000		教育活動外収支差額	△ 1,130,000	<b>▲</b> 1,110,733	▲ 19,267
		経常収支差額	369,750,000	373,219,230	▲ 3,469,230
事業	巣	科目	予 算	決 算	差異
担勤	in I	資産売却差額	▲ 300,000	▲ 304,967	4,967
ル ト ト	1	その他の特別収入	240,800,000	240,888,377	▲ 88,377
特別部	D 4	<b>特別収入計</b>	240,500,000	240,583,410	▲ 83,410
収事		科目	予 算	決 算	差異
活動	5 T	<b>資産処分差額</b>	3,200,000	3,272,729	▲ 72,729
支出		その他の特別支出	0	0	0
の部		寺別支出計	3,200,000	3,272,729	▲ 72,729
		特別収支差額	237,300,000	237,310,681	▲ 10,681
〔予備	<b>請費</b>	7)	0	207,010,001	<b>2</b> 10,001
基本:	金絲	且入前当年度収支差額	607,050,000	610,529,911	0 ▲ 3,479,911
	_	祖入額合計	△ 500,000,000	▲ 503,579,156	3,579,156
		又支差額	107,050,000	106,950,755	
	_	製越収支差額	3,399,770,100	3,399,770,100	99,245
		文庫額 対崩額	3,399,770,100	3,399,770,100	0
		~////			00.045
参考)			3,506,820,100	3,506,720,855	99,245
	_	加以入計	1 012 200 000	1.015 500 500	A 0 000 F00
		办投入計 一 功支出計	1,813,390,000	1,815,592,533	▲ 2,202,533
デ木/	/口当	<b>ルヘロロ</b>	1,206,340,000	1,205,062,622	1,277,378

# 貸借対照表

# 令和4年3月31日

<総括表>	令和4年3月31日 		(単位 円)
資産の部			
科目	本年度末	前年度末	増 減
固定資産	5,676,457,272	5,194,399,590	482,057,682
有形固定資産	5,667,316,327	5,176,111,585	491,204,742
特定資産	0	0	(
その他の固定資産	9,140,945	18,288,005	<b>▲</b> 9,147,060
流動資産	2,647,828,854	2,428,434,957	219,393,897
資産の部合計	8,324,286,126	7,622,834,547	701,451,579
負債の部			
科目	本年度末	前年度末	増 減
固定負債	32,500,000	62,500,000	▲ 30,000,000
流動負債	512,900,527	391,978,859	120,921,668
負債の部合計	545,400,527	454,478,859	90,921,668
純資産の部			
科目	本年度末	前年度末	増 減
基本金			
第1号基本金	4,239,864,744	3,736,285,588	503,579,156
第2号基本金	0	0	0
第3号基本金	0	0	0
第4号基本金	32,300,000	32,300,000	0
繰越収支差額	3,506,720,855	3,399,770,100	106,950,755
純資産の部合計	7,778,885,599	7,168,355,688	610,529,911
 負債及び純資産の部合計	8,324,286,126	7,622,834,547	701,451,579

財 産 目 録 (令和4年3月31日)

	令和4年3月31日)	A 45	
科目		金額	
I 資産の部			
1 流動資産			
(1) 現金預金			
普通預金	1, 047, 294, 857		
定期預金	1, 466, 807, 595		
定期積金	125, 500, 000	*	
現金	6, 329, 312	2, 645, 931, 764	
元业	3,000,000		
(2) その他の流動資産			
	1,897,090	1, 897, 090	
仮払金	1,001,000	1,001,000	
		*	
流動資産計			2, 647, 828, 854
2 固定資産			
(1) 有形固定資産			
土地	2, 741, 245, 634		
	2, 587, 747, 296		
建物			,
<b>構築物</b>	186, 801, 505		
教育研究用機器等	71, 013, 520		
管理用機器等	15, 364, 217		
建物付属設備	2, 614, 458		
図書	25, 649, 651		
車 輌	36, 880, 046	5, 667, 316, 327	
(2) その他の固定資産			
	381,000		
施設利用権			
敷金・保証金	8, 659, 945	0 140 045	
出資金	100,000	9, 140, 945	
固定資産計			5, 676, 457, 27
			8, 324, 286, 120
資産の部計			0, 324, 200, 120
Ⅱ 負債の部			
1 流動負債			
(1) 前受金			
前受金	413, 430, 633	413, 430, 633	
(2) 預り金、その他流動負債			
短期借入金	30, 000, 000		× 1/1
未払金	15, 300, 000	-	
預り金	54, 169, 894	99, 469, 894	
			F10 000 F0
流動負債計			512, 900, 52
2 固定負債			
長期借入金	32, 500, 000	32, 500, 000	
固定負債計			32, 500, 00
負債の部計			545, 400, 52
正味財産			7, 778, 885, 59